

規制・制度改革に関する最近の動き（温泉法関係）

規制・制度改革に係る対処方針（平成 22 年 6 月 19 日閣議決定）（抜粋）

・各分野における規制改革事項・対処方針

1. グリーンイノベーション分野

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等）
対処方針	<p>地熱発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを確認した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。＜平成 22 年度中措置＞ ・地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。＜平成 23 年度検討・結論、結論を得次第措置＞ <p>風力発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第 11 条第 11 項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。＜平成 22 年度中措置＞ <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成 22 年度中措置＞

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)(抜粋)

・緊急的な対応の具体策

5. 日本を元気にする規制改革 100

事項名	規制改革の概要	実施時期
再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中 検討開始・平成 23年度中を目 途に結論・措置

エネルギー規制・制度改革アクションプラン（平成 23 年 11 月 1 日エネルギー・環境会議決定）（抜粋）

2. 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速

（3）地熱発電

地熱発電は、出力が安定しており、設備利用率も高いといった特徴を有する。地熱資源は、火山国である我が国に豊富に存在するエネルギー資源である一方で、森林地域や自然公園に集中して存在している。地熱発電を推進するために、これらの地域における自然公園法等に基づく立地規制の許可要件の明確化とともに、温泉利用等との調整も重要課題である。

重点番号 15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定

【改革の方向性】

地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。

【検討の対象】

対 象：温泉法第 4 条の運用

検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・ 22 年 9 月の閣議決定において、地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう 2 3 年度中を目途に通知することとされている。
- ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・ 23 年度中に結論・措置。
- ・

（別表）エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点 15	48	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。	温泉法第 4 条の運用	23 年度中結論・措置
	49	温泉審議会等の構成員のあり方の見直し	掘削許可の可否について審議する温泉審議会において近隣温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる地質等の専門家の参画を検討するよう通知する。	温泉法第 4 条の運用	23 年度中結論・措置
	50	掘削許可の対象の明確化	温泉法上の掘削許可の対象は温泉を湧出させることを目的とする場合であり、温泉の湧出を目的としないいわゆる調査井や還元井については、掘削許可の対象外である旨明確化する。	温泉法第 4 条の運用	23 年度中結論・措置